# 1年目の残り含まれない?

## 繰り越した年休で 1日未満に関する考え方

## 問

時間単位年休の端数管理に関する記事を読みました(令21.11日付本紙3288号)。

1年目に発生した「1日未満の端数」については、3年目に影響が及ぶケースも少なくないという説明でした。そこで、疑問ですが、設問の例で、3年目に繰り越された端数がすべて「2年目の残り (繰越しの対象)」であり、「1年目の残り」は含まれないといい切れるのでしょうか。

#### 先から消化し2年目のみ

# 答

この問題については、前提条件として、年休の消化順序について確認する必要があります。 年休繰越しにより、前年度発生の年休と今年度発生の年休の両方が存在する場合、どちらの 年休を先に消化するのでしょうか。労基法コンメンタールでは、「当事者の合意によるが、 労働者の時季指定権は繰越分からなされていくと推定すべきである」(菅野和夫「労働法」) という見解が示されています。ただし、カッコ書きで「反対説」も紹介されています。本欄 では、「繰越分から消化される」という立場で、時間単位年休の問題を検討しました。反対 説を取れば、また結論に違いも出てきます。令 2.1.11 日付記事で取り上げた例(2番目)に ついて、もう一度、詳しくみてみましょう。10日の年休が付与された従業員が、4日と3時 間の年休を消化すれば、翌年に5日と5時間(所定労働時間8時間として)が繰り越されま す。翌年(第2年目)に、この従業員は、第1年目の繰越し分「5日と5時間」と、第2年 目発生分「11日」の合計「16日と5時間」の権利を有しています。第2年目に6日の年休を 消化したとすれば、「繰越分の5日と5時間」を先に使用し、2年目発生分(11日)について は3時間だけ使う形になります。残っているのは、10日と5時間ですが、これはすべて「2 年目の残り」であり、「1年目の残り」は含まれません。2年目の残りですから時効(労基法 115条)の適用はなく、「端数も含めてすべて」が第3年目に繰り越されます。端数が消える のは、第2年目に「6日と5時間」の年休を消化するなど、キレイに端数が相殺されるケー スです。それ以外は、1年目の繰越分を「使い切って」2年目発生分に食い込むときは「玉 突き」が発生します。